次 🔷

) ... 918



発 行 媛 県

第152号

令和2年10月27日火曜日 第152号

◇目

	告示		
	愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正(行革分権課行政管理室)		
	大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
$\circ$	地域森林計画案の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 . 9	10
$\circ$	地域森林計画の変更案の公表 (4件)	 . 9	10
	保安林予定森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
$\circ$	保安林の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 . 9	10
$\bigcirc$	土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧 (2件)・・・・・・・・・・・・・・・・・(東予地方局農村整備課)	 . 9	10
$\circ$	土地改良事業の計画の変更の認可 (5件) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 . 9	11
$\bigcirc$	道路の供用開始(県道直瀬渋草線)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 . 9	11
$\circ$	道路の供用開始(一般国道 441 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(南予地方局大洲土木事務所)	 . 9	11
	公告		
$\circ$	令和3年度及び令和4年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審		
	査の申請の時期及び方法等・・・・・(行革分権課行政管理室)	 . 9	11
	選挙管理委員会告示		
$\circ$	政治団体の設立の届出・・・・・(選挙管理委員会)	 . 9	17
$\bigcirc$	政治団体の届出事項の異動の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 . 9	17
$\circ$	政治団体の解散の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 . 9	18

告 示

# ○愛媛県告示第1157号

○ 資金管理団体の指定の届出 ………

愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定は、令和3年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について 適用し、令和2年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

正 改 前

(業者の格付け)

- 第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入│第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入 うものとする。
- (1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税(本県分に限る。以 下同じ。)及び地方法人特別税(本県分に限る。以下同じ。) 並びに消費税について未納がないこと。

(2)~(4) 省略

2 · 3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請書等)

げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただ し、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

(1) · (2) 省略

(3) 県税全税目(地方消費税を除く。) 並びに特別法人事業税及

(業者の格付け)

札参加資格審査申請書 (様式第1号) を提出したものについて行 | 札参加資格審査申請書 (様式第1号) を提出したものについて行 うものとする。

(1) 所得税又は法人税

及び地方法人特別税(本県分に限る。以下同じ。) 並びに消費税について未納がないこと。

(2)~(4) 省略

2 · 3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請書等)

第4条 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書は、次に掲 │ 第4条 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書は、次に掲 げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただ し、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

(1) · (2) 省略

(3) 県税全税目(地方消費税を除く。)

び地方法人特別税について未納がない旨の証明書(4)~(6) 省略

2 · 3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請の特例)

- 第5条 建設業法第17条の2第1項から第3項まで若しくは第17条 の3第1項の規定により有資格業者の建設業者としての地位を承 継した者又は有資格業者から建設業の一部の譲受け等により当該 有資格業者の実態を引き継いだ者は、次項に規定する場合を除 き、第3条第1項の規定にかかわらず、当該承継又は引継ぎのあ つた日から30日以内に建設業者格付継承申請書(様式第3号)を 知事に提出して格付けを受けることができる。
- 2 省略
- 3 前条第2項 の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第2項中「建設業許可申請書の写し(知事又は大臣の許可証明を添付したもの)」とあるのは、「建設業許可申請書の写し(知事又は大臣の許可証明を添付したもの)又は譲渡及び譲受け認可申請書、合併認可申請書、分割認可申請書若しくは相続認可申請書の写し(当該認可を証する書類を添付したもの)」と読み替えるものとする。
- 4 省略

附則

- 5 省略
- 6 格付けを受けようとする者が、新型コロナウイルス感染症等の 影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令 和2年法律第25号) 第3条第1項に規定する事実又は地方税法 (昭和25年法律第226号) 附則第59条第1項に規定する事実があ る場合において、国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条第1 項の規定による納税の猶予又は地方税法第15条第1項若しくは附 則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けたときは、当該格 付けに係る第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用について は、第3条第1項第1号中「消費税」とあるのは「消費税(これ らのうち国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条第1項の規定 による納税の猶予又は地方税法(昭和25年法律第226号)第15条 第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予(以下 「納税の猶予等」という。) を受けたものを除く。) 」と、同項 第2号中「県税全税目」とあるのは「県税全税目(納税の猶予等 を受けたものを除く。)」と、第4条第1項第2号中「地方消費 税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方消費税 (こ れらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。) について未納が ない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の 写し等」と、同項第3号中「地方法人特別税について未納がない 旨の証明書」とあるのは「地方法人特別税(これらのうち納税の 猶予等を受けたものを除く。) について未納がない旨の証明書並 びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」とする。

び地方法人特別税について未納がない旨の証明書(4)~(6) 省略

2 · 3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請の特例)

第5条 事業主の死亡、廃業、組織変更等によりその

有資格業者の実態を引き継いだ者は、次項に規定する場合を除き、第3条第1項の規定にかかわらず、当該\_\_\_\_\_引継ぎのあった日から30日以内に建設業者格付継承申請書(様式第3号)を知事に提出して格付けを受けることができる。

- 2 省略
- 3 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

4 省略

附 則

5 省略

様式第1号を次のように改める。

							1 1								
法人番号	号(法人)	の場合)							許	可番号	知事大臣	( )	第		
											(該当す	るものを	e <b>⊿</b> する	こと。)	
					年度	建設工	事入札	参加資格	各審査申	請書					
愛媛」	県知事		様											年 月	ŀ
							住	所							
							(ふり商号又								
							,							(実	印)
							代表者の及び氏の	の役職							
							(行政	書士)							
							事務所の及び所							(-II	
							氏	名						(職	印,
							電 話	番 号							
	青要件		るものを								準用する場				
と。	青事務担		業者選定	要領(昭	和39年7	月愛媛界	と告示第60	07号)第	3条第1	項に掲げ	ずる要件を	全て満7	たしてい	る者であ	ある 
敞氏名					電話				電子メーバ	アドレス					
3 主た 業所	こる営	Ŧ			市		区	町	村	電話	番地	(	) – (	)-(	
*//					郡									)-(	,
										FAX 電子メー		,	)-(	, (	,
		₹			市		区	町	村	電子メー	ルアドレス 番地				
! その	り他の	Ŧ		-			X	町	村		ルアドレス	( )	)-(	)-(	
その 営業所		T		- -	市 郡 市		X	町	村村	電子メー 電話 F A X	ルアドレス	( )	)-(	)-(	
					郡			•		電子メー電話	ルアドレス 番地	( )	)-(	)-(	
営業所	开 ————————————————————————————————————		基準日		郡_ 市			•		電子メー 電話 FAX 電話	ルアドレス 番地	( )	)-(	)-(	
営業所 5 経営	学事項審:	査の審査			郡_ 市			田丁	村	電子メー 電話 FAX 電話 FAX	番地番地	( )	)-(	)-(	
営業所 5 経営	开 ————————————————————————————————————	〒	資 2	· - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	郡_ 市			町		電子メー 電話 FAX 電話 FAX	ルアドレス 番地	( )	)-(	)-(	,
営業所 <b>6</b> 経営 <b>6</b> 資本	営事項審:	査の審査	資 2	資本	市市			年千円	村	電子メー 電話 FAX 電話 FAX	番地番地	( )	)-(	)-(	
営業所 5 経営 6 資本 7 愛媛	当事項審 本金額 爰県電子	査の審査法人人札用	資 z 自己 業者 I D	資本 (建設工事	郡市郡			年千円	村	電子メー 電話 FAX 電話 FAX	番地番地	( )	)-(	)-(	
<ul><li>営業所</li><li>6 経営</li><li>資本</li><li> 愛媛</li><li> 発注</li><li> 発送</li></ul>	所 営事項審 本金額 爰県電子 主を希望	査の審査法人入札用する業種	資 7 自己 業者 I D	資本 (建設工事 記入する	郡市郡	层根	K	年千円千円	村個人	電子メー 電話 FAX 電話 FAX 月	番地	( ); ( ); 目	)-( )-( )-(	)-( )-( )-(	7
営業所 5 経営 6 資本 7 愛媛	当事項審 本金額 爰県電子	査の審査法人人札用	資 z 自己 業者 I D	資本 (建設工事	郡市郡	屋根		年千円	村個人	電子メー 電話 FAX 電話 FAX	番地番地	( )	)-(	)-( )-( )-(	
<ul><li>営業所</li><li>経営</li><li>資本</li><li>受好</li><li>3 発注</li><li>土木</li></ul>	が は事項審 本金額 爰県電子 主を希望 建築	査の審査 法人 入札用 する業種 大工	資 z 自己 業者 I D (○印を 左官	資本 (建設工事 記入する とび・±エ	郡 市 郡 事) こと。)		区電気	年千円千円	村 個人	電子メー 電話 FAX 電話 FAX 月 自立	番地である。	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	)-( )-( )-(	)-( )-( )-(	
<ul><li>営業所</li><li>経営</li><li>資本</li><li>受好</li><li>土木</li></ul>	所 営事項審 本金額 爰県電子 主を希望	査の審査 法人 入札用 する業種 大工	資 z 自己 業者 I D (○印を 左官	資本 (建設工事 記入する とび・±エ	郡市郡	屋根	K	年千円千円	村 個人	電子メー 電話 FAX 電話 FAX 月 自立	番地	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	)-( )-( )-(	)-( )-( )-(	7
<ul><li>営業所</li><li>経営</li><li>資本</li><li>受機</li><li>土木</li><li>塗装</li></ul>	京事項審 本金額 爰県電子 主を希望 建築 防水	〒 本の審査 法人 入札用 する業種 大工 内装仕上	資 2 自己 業者 I D (○印を 左官 機械器具設置	資本 (建設工 <sup>3</sup> 記入する とび・±エ 熱絶縁	郡 市 郡 事) こと。) 石 電気通信	造園	区電気	年千円千円	村 個人	電子メー 電話 FAX 電話 FAX 月 自立	番地である。	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	)-( )-( )-(	)-( )-( )-(	7
<ul><li>営業所</li><li>6 資本</li><li>7 愛媛</li><li>3 発注</li><li>土木</li><li>塗装</li></ul>	所 営事項審 本金額 爰県電子 主を希望 防水	音の審査 法人 入札用 する業種 大工	資 2 自己 業者 I D (○印を 左官 機械器具設置	資本 (建設工 <sup>3</sup> 記入する とび・±エ 熱絶縁  ○印を記	郡 市 郡 事) こと。) 石 電気通信	造園	医気	年 千円 管 建具	村 個人 の が カルが・ ブロック 水道施設	電子メー 電話FAX 電話FAX 月 自立 鋼構造物	番地番地	((())) (((())) ((())) (((())) (((()))) (((())) (((()))) ((((()))) ((((()))) ((((((	)-( )-( )-( )-( )-(	)-( )-( )-( )-(	
<ul><li>営業所</li><li>経営</li><li>資本</li><li>で愛媛</li><li>3 発注</li><li>土木</li><li>塗装</li></ul>	京事項審 本金額 爰県電子 主を希望 建築 防水	〒 本の審査 法人 入札用 する業種 大工 内装仕上	資 2 自己 業者 I D (○印を 左官 機械器具設置	資本 (建設工 <sup>3</sup> 記入する とび・±エ 熱絶縁	郡 市 郡 事) こと。) 石 電気通信	造園	区電気	年千円千円	村 個人	電子メー 電話 FAX 電話 FAX 月 自立	番地である。	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	)-( )-( )-(	)-( )-( )-( )-(	ガガ
営業所 5 経営 6 資本 7 愛媛 3 発注 土木 塗装	所 営事項審 本金額 爰県電子 主を希望 防水	査の審査 法人 入札用 する業種 大工 内装仕上 た建設業	資 2 自己 業者 I D (○印を 左官 機械器具設置	資本 (建設工 <sup>3</sup> 記入する とび・±エ 熱絶縁 ○印を記	郡 市 郡 事) こと。) 石 電気通信	造園	医気	年 千円 管 建具	村 個人 タイル・ れんが・ プロック 水道施設	電子メー 電話FAX 電話FAX 月 自立 鋼構造物	番地番地	((())) (((())) ((())) (((())) (((()))) (((())) (((()))) ((((()))) ((((()))) ((((((	)-( )-( )-( )-( )-(	)-( )-( )-( )-(	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
<ul><li>5 経営</li><li>6 資本</li><li>7 愛媛</li><li>3 発注</li><li>土木</li><li>塗装</li><li>9 許可</li></ul>	所 営事項審 本金額 爰県電子 主を希望 防水	査の審査 法人 入札用 する業種 大工 内装仕上 た建設業	資 2 自己 業者 I D (○印を 左官 機械器具設置	資本 (建設工 <sup>3</sup> 記入する とび・±エ 熱絶縁 ○印を記	郡 市 郡 事) こと。) 石 電気通信	造園	医気	年 千円 管 建具	が が が が が が が が が が が かんがい ブロック かんんがい ブロック	電子メー 電話FAX 電話FAX 月 自立 網構造物 消防施設	番地番地	((())) (((())) ((())) (((())) (((()))) (((())) (((()))) ((((()))) ((((()))) ((((((	)-( )-( )-( )-( )-(	)-( )-( )-( )-(	

10	役暗	裁員数																	
		のぞ					従			業				į			数		
					技	術	関	係	J	職	員		- 事	務職	員			計	
				有	資	格	者	そ	の	他	職	員	7	122				н і	
			人				人					人			人				
11	地域	<b></b> 支貢献	活動の																
_	4			活動	助 の 	概	要				主	崔 者			活動	期間	]	活	動人数
1																			
2	:																		
3	3																		
4																			
5	;																		
6	;																		
7	,																		
8	3																		
9	,																		
10	+																		
		見との	非常事	熊に関	<b></b> 引する	協定に	基づく応	急対策	業務	等の	実績								
		の名								-						年	——— 月		から
		 务 内										実	施 期	間		年		н	
1.0				. →° ⊔	口子公主	市体の	中华州河									- 平	月	日	まで
13	1/		<b>ノンツ</b>			坐寺の概	実施状況				主 <i>和</i>	崔 者				迁	 助期間	■	
				111 >		149/L	<u> </u>					E 7				111 #	. 2A1 H	1	
1																			
1.4		* 7-12. 7-1		1 /きたい	ルナフ	1 n +.	ロナフェ	1. \											
			状況			適用除っ	☑するこ		7 H-V		<b>7</b>	口油	i用除外	<b>同</b>	金保険力	m 7. 44.%		7 <b>–</b>	お田『仝ゟ
								本  火川	<u> </u>				川   赤 / ト						
京	尤業規	見則に	おける	育児は	木業制	度の規	定状況							□ 規	定してい	いる	□規	定して	いない
沙	世代	育成支	援対策	推進法	(平成1	5年法律	津第120号)	に基づく	く一般	事業	主行重	計画第	定定状況	□ 策	定してい	いる	□ 第	定して	いない
15	建設	2業労	働災害	防止的	協会 (	建災防	) への加	入状況											
	加入	の有	無	口有	· 🔲 #	無 (診	ぎ当するも	oのを <b>∠</b>	する	こと	。)	加力	(年月			年		月	
16	第三	E者賠	償責任	·補償仍	<b>录険(</b>	年間包	括契約に	.限る。	) ~	の加	入状衫	兄							
	加入	の有	無	□ 有	· <u>□</u> 無	<b>無</b> (討	当するも	oのを <b>∠</b>	する	こと	。)	指址	限度額	身体	賠償				万円
	保傾補	険期間 賞期間	]	年	Ξ.	月	日 ~	年		月	月	- 県 畑	似反假	財物	賠償				万円
17				任者詞	<b>購習受</b>	講状況							_						
	受講	<b>青</b> 者氏	名									受講	年月日			年	月		3

18	協力雇用	主への	7番米	· 況.						
10	登録の有				(該当するものを☑	すること。	) 登録年月		年	 月
19	えひめジ	ョブチ	ヤレン	ジU-	15事業 受入事業所	等への登録	 犬況			
	登録の有	無	□有	□無	(該当するものを☑	すること。	) 登録年月		年	月
20	建設機械	の保有	*状況				_		台	
21	障害者雇	用状況	Ţ							
(1)	障害者の	の雇用	義務							
	義務の有	無	□有		□無		(該当	首するものを☑	すること。)	
(2)	障害者の	の雇用	義務があ	ある者の	の雇用義務の達成状況	化 (上記(	.)で「有」を選.	んだ場合に限り	記入するこ	と。)
	達成の状	況	□達♬	成してい	いる	成していない	(該当	省するものを☑′	すること。)	
(3)	障害者の	の雇用の	の有無	(上言	卍(1)で「無」を選ん	だ場合に限	り記入すること。	, )		
	雇用の有	無	□有		□無		(該当	有するものを☑	すること。)	
(4)	雇用障害	手者情報	<del>1</del> 報							
個	別状況			身体區	章害者手帳等の番号			障害等級	又は程度	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
22	愛媛県に	建設工	事入札	参加資	格審査申請書を提出	し、又は提	出を予定してい	る系列会社の状	: 沈	
(1)	親会社	□有	□無	(該当	するものを☑するこ	と。) (2)	子会社 🗌 有	□無 (該当	するものを攵	<b>1</b> すること。)
	商号又は名	5称	許可	番号	住 所	Ē	筒号又は名称	許可番号	住	所
(3)	役員の兼	兼任	□有	□無	<u> </u> (該当するものを <b>▽</b>	  すること。	)			
	役職	氏		名	許可番号	I	任先の商号又は	名称	兼任	先役職

氏 名	年 齢			最終学校・	学科名	<b>数 69</b>	有資	格蒜	1 1000	有	頁資 格	講習	監理技術	· 有資格者	証番号	CPDS 取 得	建築CPD	マスター該当		[ ,]	建設
	(生年月日)	雇用年月日	経験年月数	(卒業年月		来性コード	区 コー	格分ド	2 -	#   	区 分 ュード	受證	(監理技術:			取得単位数	取 得 単位数	(担当業種)	若年	女性	機械 資格
							ĪT			T		DPF	第		号						
	( )		年月	( .	. )			$\top$	П	T		T	(		)						
									П	T		T	第		号						
			年 月	(	)				П	T		T	(		)						
								$\top$		T		Ť	第		号						
	( )		年 月	( .	. )					T		T	(		)						
			<i>F</i> 0							T		Ī	第		뭉						
	( )		年 月	( .	. )				П	T		T	(		)						
			年 月					П				T	第		뭉						
	( )		中 月	( .	. )								(		)						
			年 月										第		뭉						
	( )		平 万	( .	. )								(		)						
			年 月										第		뭉						
	( )		T 71	( .	. )				Ш				(		)						
			年月			$\sqcup$		$\bot \bot$	$\sqcup$	_	$\coprod$	1	第		뭉						
	( )		, ,,	( .	. )	$\sqcup$		$\bot \bot$	$\sqcup$	_	$\coprod$	ļ	_								
			年月			$\sqcup$	$\sqcup$	$\bot \bot$	$\sqcup$	_	$\coprod$	Ļ	第		号						
	( )			( .	. )	$\sqcup$	$oxed{igwedge}$	$\bot \downarrow$	$\sqcup$	1	$\perp \perp$	-									
			年 月			$\sqcup$	$\perp$	$\bot \bot$	$\sqcup$	_	+	-	第		무						
	( )			( .	. )		$\vdash$	+	$\sqcup$	-		1									
			年 月			<u> </u>	$\vdash$	+	$\vdash$	╬		╄	第		号、						
	( )			( .	. )			+	$\vdash$	╬		╄	(								
			年 月			$\vdash$		+	$\vdash$	-	+	╄	第		号、						
	( )			( .	)	Щ		$\perp$	Щ	╧		<u> </u>			_						
								П	П	T		ī	第		- 号						
			年 月	(		$\vdash$	$\vdash$	++	$\vdash$	t		t	(		)						
	( /				. )					<u> </u>		_	取得	単 位	数						_
		H.I.V	-										슴	計 計					_		
Nile of a 11% of a Nile			ť.				田石							m/els							
満35歳未満			Z: #Y	<b># 左 5</b>																	
]	の技術関係職員		年 齢	生年月	. H	雇	/11 7	三 月	日					職				種			
1			年 齢	生年月		雇	713 -	三 月	日					排				種			
]			年 齢	生年月		雇	713 -	三月	日					月散				植			
			年 齢	生年月		展	713 -	三月 ——— ———	日					- 邦戦				棋			
			年 齢	生年月		展	/13 -	三月	日					1戦				棋			
			年 齢	生年月		展	//	- 月	日					10				棋			
3			年 齢	生年月		展	/13	三月	日					相飲				植			
			年 齢	生年月		展	713	- 月	日					相較				植			
2 3 4 5 5 5 5 7			年 齢	生年月		展	713	三 月	B					相較				植			
2 3 4 5 5 5 5 7			年 齢	生年月		雇	711 7	三 月	B					相較				植			
			年 齢	生年月		展	711 -	三月 ————————————————————————————————————	B					相較				植			
			年 齢	生年月		展	711 -	三月 ————————————————————————————————————	B					相联				植			
3 3 4 5 5 5 5 7 7 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9			年 齡	生年月		展	711	三月 ————————————————————————————————————	B					相联				植			
」 2 3 4 5 6 7 8 9 0 女性の技術	<b>氏</b> 名	T 用状況		生年月年月日				月						相談				種			
」 2 3 4 5 6 7 8 9 0 女性の技術	氏 名	T 用状況																			
」 2 3 4 5 6 7 8 9 0 女性の技術	氏 名	T 用状況																			
1	氏 名	T 用状況																			
り は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	氏 名	T 用状況																			

		)有資格者の雇用	状况												
-	氏	名		生 年 月 日		雇	用	年	月日	3	資	烙	の	種	類
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
防災	士等の有資格者	か 雇用状況													
	氏	名		生 年 月 日		雇	用	年	月日	3	資	格	の	種	類
1															
2															
3															
4															
5															
表彰	受賞歴														
彰区分 コード	表章	彡の種類		受賞年月日				備	‡	<b>デ</b> (業	美種及びエ	事名)			
) 監督			の状況												
天 加	行 政 庁		. 月日	処分等の内容・	期間		処		分	<u>4</u>	¥ (	か の	理		±
天 旭	行 政 庁	処分等の年	月日	処分等の内容・	期間		処		分	<u>4</u>	<b>宇</b> (	か	理	I	Ħ
夫 肔	行 政 庁		月日	処分等の内容・	期間		処		分	<u> </u>	<b>\$</b> 0	か	理	ļ	<u> </u>
天 胞	行 政 庁		- 月日	処分等の内容・	期間		処		分	<u>ra</u>	<del>\$</del> 0	ח	理	I	±1
		処分等の年							分	<u> </u>	<b>÷</b> (	7)	理	ļ	<b>4</b>
		処分等の年		処 分 等 の 内 容・ と。) (該当するもの		がこと。			分	K			理		
		処分等の年				<b>おこと</b>			分	<u>\$</u>	ř	普 通	理	□当	座
		処分等の年				3こと.			分	A. T.	ř		理		座
		処分等の年				うこと。			分	Æ,	i	普 通	理	□当	座座
		処分等の年				がこと。			分	<u> </u>		等 通	理	<ul><li>二 当</li></ul>	座座座
主要	取引金融機関名	処分等の年	入するこ	こと。) (該当するもの		うこと、			分	K.		等 通	理	二当	座座座
主要	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記	入するこ	こと。) (該当するもの		ること.			分	実		等 通	理	二当	座座座
主要	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記 )及び契約に基づ	入するこ	こと。) (該当するもの		5			分			等 通	理	二当	座座座
) 主要)	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記 )及び契約に基づ	入するこ	こと。) (該当するもの		5522			分			等 通	理	二当	座座座
) 主要)	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記 )及び契約に基づ	入するこ	こと。) (該当するもの		5522			分			等 通	理	二当	座座座
) 主要	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記 )及び契約に基づ	入するこ	こと。) (該当するもの		35 C. E.			分			等 通	理	二当	座座座
) 主要	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記 )及び契約に基づ	入するこ	こと。) (該当するもの		55 E &			分			等 通	理	二当	座座座
) 主要	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記 )及び契約に基づ	入するこ	こと。) (該当するもの		3328.			分			等 通	理	二当	座座座
) 主要	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記 )及び契約に基づ	入するこ	こと。) (該当するもの		552 2.			分			等 通	理	二当	座座座
) 主要)	取引金融機関名	処 分 等 の 年 (支店名まで記 )及び契約に基づ	入するこ	こと。) (該当するもの		55 C E			分			等 通	理	二当	座座座

# ○愛媛県告示第1158号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変更後	変 更 の 年 月 日	届 出年月日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2 番4 外	大規模小売店舗を設置する者 の住所	芙蓉総合リース株式 会社 東京都千代田区神田 三崎町三丁目3番23 号	芙蓉総合リース株式 会社 東京都千代田区麹町 五丁目1番地1	令和2年 6月1日	令和2年 10月14日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 株式会社レデイ薬局 代表取締役 白石 明生	令和元年 7月30日	

# 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第1159号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届 出年月日
スーパードラッグコスモ ス古川店	西条市古川字江内甲 126番 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の住所	芙蓉総合リース株式 会社 東京都千代田区神田 三崎町三丁目3番23 号	芙蓉総合リース株式 会社 東京都千代田区麹町 五丁目1番地1	令和2年 6月1日	令和2年 10月14日

# 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第1160号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、 今治松山地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定に より、当該地域森林計画の案を東予地方局産業経済部今治支局森林 林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から 30日間公衆の縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第1161号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定によ り、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部森林林業 課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第1162号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支 局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第1163号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

- 111. - 111 - - 111. - 111 - - 111. - 111. - 111. -

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

# ○愛媛県告示第1164号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部森林林業 課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第1165号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市玉川町鈍川字南谷丙40、丙45、庚569の1、庚569の3、 庚569の4、庚571の4、庚571の9、字参リカ尾丙38の2、丙38 の3

- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字南谷丙40・丙45・庚569の 1・庚569の 4・庚571の 4・庚571の9(以上6筆について次の図に示す部分に限 る。)、字参リカ尾丙38の2・丙38の3(以上2筆について 次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1166号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 今治市大三島町台1298の1・1302の1 (以上2筆について、次 の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

水道事業用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面は愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第1167号

神戸・橋一部土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 神戸・橘一部土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画 書の写し
- (2) 神戸・橘一部土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

令和2年10月30日から11月30日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

### ○愛媛県告示第1168号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった土地改良事業 (維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8 条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 四国中央市三島土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

令和2年10月30日から11月30日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所本庁

#### ○愛媛県告示第1169号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和2年10月16日認可した。

令和2年10月27日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

# ○愛媛県告示第1170号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、北条市北条土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和2年10月16日認可した。

-111.-0.111 --111.-0.111 --111.-0.111 --111.-

令和2年10月27日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

### ○愛媛県告示第1171号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、松山市水泥町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和2年10月16日認可した。

令和2年10月27日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

#### ○愛媛県告示第1172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和2年10月16日認可した。

令和2年10月27日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

#### ○愛媛県告示第1173号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、松山市余戸土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和2年10月16日認可した。

令和2年10月27日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

#### ○愛媛県告示第1174号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間		供用開始の日
県	道	直	瀬渋草	線	上浮穴郡久万高 同町前組325番		26番2から					4	令和 2 年10月27日

# ○愛媛県告示第1175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の目から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		441号		大洲市梅川410章							令和 2 年10月27日

公 告

# 〇公 告

令和3年度及び令和4年度において県が発注する建設工事に係る 競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に 加わろうとする者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにそ の審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法等を、次の とおり定めた。 令和2年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 工事種別
  - (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事

- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- 20 機械器具設置工事
- (21) 執絶縁丁事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井丁事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- 27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事
- (29) 解体工事
- 2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1 項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。)の規定により県の入札に参加させないこととされている者

#### 3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当 する者とする。
  - ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告 示第607号。以下「業者選定要領」という。)第2条の規定 による等級別格付け(以下「格付け」という。)をされた者
  - イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。)第12 条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体
  - ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を 満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受 けた特定建設工事共同企業体(特定建設工事共同企業体が加 わることができる競争入札等の場合に限る。)
  - エ 共同企業体要綱第23条から第27条までに定める資格要件を 満たすものとして、共同企業体要綱第28条第2項の通知を受 けた地域維持型建設共同企業体(地域維持型建設共同企業体 が加わることができる競争入札等の場合に限る。)
  - オ 愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成 30年10月愛媛県告示第971号)第5条から第9条までに定め る資格要件を満たすものとして、同要綱第10条第2項の通知 を受けた共同企業体(当該共同企業体が加わることのできる 競争入札の場合に限る。)

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
  - ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者
  - イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形 又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている 者
- 4 申請の時期

持参による場合にあっては、令和2年11月4日(水)から12月11日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。郵送による場合にあっては、令和2年11月4日(水)から11月27日(金)までとし、当該期間内の消印があるものは、その期間内に申請があったものとして取り扱う。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競 争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

- 5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法
- (1) 請求先

県のホームページ

(https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/shinsa/shinsa3\_4.html) からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- (2) 提出先及び提出方法 別表の提出先に持参又は郵送により提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体及び 地域維持型建設共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先 については、別に公告するところによる。
- 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出 納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する 外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い
- (1) 特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書(様式第1号。以下「参加表明書」という。)を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書(様式第2号)により通知する。
- 8 資格の効力

資格は、令和3年度及び令和4年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体に係る資格は、それぞれ当該特定建設工事共同企業体又は当該地域維持型建設共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和5年度及び令和6年度の資格審査

令和5年度及び令和6年度の建設工事に係る競争入札等に加わ ろうとする者の資格については、令和4年10月に公示を行う予定 であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

(制度全般)

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室

入札監理グループ

**∓**790 − 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-968-2294

(申請・受付)

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

契約・建設業グループ

**〒**790 − 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2643

# 別表 (5関係)

申 請 書 類 の 提 出 先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2643	県外
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896-24-4455 (内線308、309)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897-56-1300 (内線407、408)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500 (内線262、268)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8769(ダイヤルイン)	松山市、伊予市、東温市及び 伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地 1 電話番号 0892-21-1210 (内線415、416)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795-0064 大洲市東大洲174 電話番号 0893-24-5121 (内線304、306、322)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111 (内線406、407)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894-62-1331 (内線134)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211 (内線407、408)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895-72-1145 (内線205)	南宇和郡

特	定調達契約に係る競争入札等参加表明書	年 月 日
愛媛県知事	様	
	郵便番号 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	卸番
⋧加を希望する工事種	重別	

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書	、札等参加資格審査結果通知書
--------------------------------------	----------------

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査網	吉果通知書	
	第	号

年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工事種別	資格の有無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

# 選挙管理委員会告示

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 令和2年10月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

### 1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及	び会計	計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
以 石 団 体 の 石 林	代 表	者	会計責任者	土たる事務別の別任地	(第1号)	油山平月口
立憲民主党愛媛県第4区総支部	杉山	啓	岡田八重	宇和島市丸之内四丁目1-9	衆議院議員	令和2年9月30日

# 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政石団体の石林	代 表 者 会計責任	土にる事筋例の例位地	油 山 平 万 口
真鍋としのり後援会	真鍋利憲鎌倉孝	四国中央市寒川町1694-7	令和2年9月1日
猪川護後援会	猪川護猪川	厦国中央市金生町下分1206-5	令和2年9月11日
にいだてつのり後援会	新居田 哲 理 新居田 哲	今治市常盤町三丁目5-15	令和2年9月28日

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 令和2年10月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

# 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異	動 事	項	新	IΒ	異動年月日
自由民主党愛媛県遺族会支部	西村利明	代	表	者	西 村 利 明	乗 松 悟	令和2年7月1日
		会 計	責	任 者	乗 松 悟	矢 野 経 子	
自由民主党伯方支部	中 村 卓 三	会 計	責	任 者	森 孝 夫	中 村 卓 三	令和2年9月24日

# 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代	表者	の氏	:名	異	動	J :	事	項				新	旧	異動年月日
本 医 子 は 公 極 A	Sulz	_l,	Hr	N/		っ古	76 JC	0 =0.	<del>/</del> 111.	A 3.	/、- <del> </del>	トかロ	H761	人公士担会北田190 万	Δ₩Ξ/C Ω ₽15 P
藤原秀博後援会	清	水	俊	光	土だ	る争	務州	の所	仕 地	今福	3 111 2	1分片	₱761 	今治市朝倉北甲139 – 5	令和元年2月15日
石川秀夫後援会	石	Ш	秀	夫	会	計	責	任	者	松	岡	或	男	山 平 重治郎	令和2年7月1日
日本遺族政治連盟愛媛県本部	西	村	利	明	代		表		者	西	村	利	明	乗 松 悟	令和2年7月1日
					会	計	責	任	者	乗	松		悟	矢 野 経 子	
井村雄三郎後援会	越	智		浩	主た	:る事	務所	の所	在地	今泊	台市官	有高口	下町三丁目2-2	今治市関前岡村甲112-1	令和2年9月10日
三宅しげひろ後援会	野	村	勝	廣	代		表		者	野	村	勝	廣	野 村 巖	令和2年9月26日
					会	計	責	任	者	Ξ	宅	博	之	高 橋 内 次	

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年10月27日

# 愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

	政治団体の名称	代	表者	の氏	名	解散年月日
国民	民主党愛媛県総支部連合会	白	石	洋	_	令和2年9月11日
国民	民主党愛媛県第1区総支部	白	石	洋	_	令和2年9月11日

国民民主党愛媛県第3区総支部	自	石	洋	_	令和2年9月11日
国民民主党愛媛県第2区総支部	白	石	洋	_	令和2年9月11日
国民民主党愛媛県第4区総支部	白	石	洋	_	令和2年9月11日
立憲民主党愛媛県第4区総支部	杉	Щ		啓	令和2年9月14日
立憲民主党愛媛県連合	武	内	則	男	令和2年9月14日

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第 2 項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 令和 2 年10月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

資金管理団体の届 出をした者(代表 者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
猪 川 護	四国中央市議会議員	猪川護後援会	四国中央市金生町下分1206-5	令和2年9月4日

令和 2 年10月27日 発行 918